

令和8年第3回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和8年3月25日（水曜日）午後6時00分

2 招集場所 神栖市役所5階 501会議室

3 出席者 教育長 木之内 英一
教育委員 本間 敏夫
教育委員 井上 剛
教育委員 井口 久恵
教育委員 鈴木 伸洋

4 欠席委員 なし

5 教育長、教育委員以外の出席者

(事務局)

次長	保立 純子	教育総務課長	野中 庸治
学務課長	山本 勝	教育指導課長	浅沼 博
文化スポーツ課長	實川 芳成	歴史民俗資料館長	中平 幸江
中央公民館長	高橋 優子	矢田部公民館長	渡邊 丈夫
若松公民館長	菅谷 直美	はさき生涯学習センター館長	櫻井 俊吾
中央図書館長	飯村 英一	うずも図書館長	石橋 富美代
第一学校給食共同調理場長	海老 一弥		
第二学校給食共同調理場長	君和田 美菜子		
第三学校給食共同調理場長	今井 和代		

教育総務課長補佐	瀬尾 昌代
教育総務課係長	沼田 葵
教育総務課係長	間瀬 華子

6 案 件

- 日程第 1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名
- 日程第 2 議案第 1 3 号 神栖市教育委員会教育長の交際費の支出基準及び公表に関する要項の一部を改正する訓令
- 日程第 3 議案第 1 4 号 神栖市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令
- 日程第 4 議案第 1 5 号 神栖市優秀教職員表彰規程
- 日程第 5 議案第 1 6 号 神栖市優良児童生徒表彰要項
- 日程第 6 議案第 1 7 号 神栖市教育委員会事務局及び教育機関等の事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 日程第 7 議案第 1 8 号 神栖市立公民館管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第 1 9 号 神栖市小中学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 議案第 2 0 号 神栖市児童及び生徒の就学校に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 0 議案第 2 1 号 神栖市立幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する告示
- 日程第 1 1 議案第 2 2 号 神栖市学校給食費徴収規則の一部を改正する告示
- 日程第 1 2 議案第 2 3 号 神栖市立学校任期付市費負担教職員の給与及び勤務条件等の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 3 議案第 2 4 号 神栖市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 4 議案第 2 5 号 教育委員会への委任に関する協議について

- 日程第 1 5 議案第 2 6 号 工事計画の策定について
8 軽野小学校キュービクル更新工事
- 日程第 1 6 議案第 2 7 号 工事計画の策定について
8 神栖市立横瀬小学校体育館外壁改修工事
- 日程第 1 7 議案第 2 8 号 工事計画の策定について
8 神栖第四中学校キュービクル更新工事
- 日程第 1 8 議案第 2 9 号 工事計画の策定について
8 大野原小学校外構等改修工事
- 日程第 1 9 議案第 3 0 号 教育財産の取得の申出について
神栖市立小学校校舎 L E D 照明器具一式
- 日程第 2 0 議案第 3 1 号 教育財産の取得の申出について
神栖市立中学校校舎 L E D 照明器具一式
- 日程第 2 1 議案第 3 2 号 教育財産の取得の申出について
神栖市立中学校体育館空調設備一式
- 日程第 2 2 議案第 3 3 号 神栖市教育委員会評価委員会委員の委嘱について
- 日程第 2 3 議案第 3 4 号 神栖市教育委員会職員の退職の承認について
- 日程第 2 4 議案第 3 5 号 神栖市教育委員会職員の退職の承認について
- 日程第 2 5 議案第 3 6 号 神栖市教育委員会職員の人事について
- 日程第 2 6 議案第 3 7 号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第 2 7 諸般の報告

7 議事の概要 開 会 午後 6 時 0 0 分
 閉 会 午後 7 時 3 0 分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 本間委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 瀬尾

(2) 議 事

教育長 令和8年第3回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第22 議案第33号については、委員の委嘱に関する案件、日程第23 議案第34号ないし日程第26 議案第37号については人事に関する案件であるため、神栖市教育委員会会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(出席委員 全員挙手)

教育長 出席委員全員賛成のため、日程第22 議案第33号及び日程第23 議案第34号ないし日程第26 議案第37号については、会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に本間委員、会議録作成書記に瀬尾教育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第13号 神栖市教育委員会教育長の交際費の支出基準及び公表に関する要項の一部を改正する訓令を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第13号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第13号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第13号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第13号については、原案のとおり可決されたことを宣言

する。

教育長 日程第3 議案第14号 神栖市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第14号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第14号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案14号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第14号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第4 議案第15号 神栖市優秀教職員表彰規程を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第15号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第15号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第15号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第15号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第5 議案第16号 神栖市優良児童生徒表彰要項を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第16号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第16号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第16号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第16号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第6 議案第17号 神栖市教育委員会事務局及び教育機関等の事務決裁規程の一部を改正する訓令を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第17号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第17号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第17号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第17号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第7 議案第18号 神栖市立公民館管理規則の一部を改正する規則について議題に供し、事務局に説明させる旨を述べ

る。

中央公民館長 議案第18号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第18号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第18号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第18号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第8 議案第19号 神栖市小中学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第19号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第19号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第19号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第19号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第9 議案第20号 神栖市児童及び生徒の就学校に関する規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

- 学務課長 議案第20号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第20号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第20号について、原案のとおり可決することを諮る。
- （「異議なし」と言う者あり。）
- 教育長 議案第20号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第10 議案第21号 神栖市立幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 学務課長 議案第21号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第21号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第21号について、原案のとおり可決することを諮る。
- （「異議なし」と言う者あり。）
- 教育長 議案第21号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第11 議案第22号 神栖市学校給食費徴収規則の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

- 第一学校給食
共同調理場長 議案第22号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第22号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第22号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第22号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第12 議案第23号 神栖市立学校任期付市費負担教職員の給与及び勤務条件等の特例に関する規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育総務課長 議案第23号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第23号について、質疑を求める。
- 教育委員 神栖市立学校任期付市費負担教職員は令和8年度は何人でどの学校に配置されるか伺いたい。
- 教育指導課長 1人を神栖第一中学校に配置する予定であるが、学校からの要請によっては教育委員会教育指導課から各小中学校へ派遣する旨を説明する。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第23号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)

- 教育長 議案第 2 3 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第 1 3 議案第 2 4 号 神栖市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 文化スポーツ
課長 議案第 2 4 号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第 2 4 号について、質疑を求める。
- 教育委員 各学校運営協議会の人数に満たない学校もあるとの解釈でよろしいか。
- 文化スポーツ
課長 現状として、各学校の定員 1 0 人に対し、全 2 2 校の総員が 1 8 8 人であり、平均すると 8. 5 人となる旨を説明する。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 2 4 号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第 2 4 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第 1 4 議案第 2 5 号 教育委員会への委任に関する協議についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育総務課長 議案第 2 5 号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第 2 5 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第25号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第25号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第15 議案第26号 工事計画の策定について 8 軽野小学校キュービクル更新工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第26号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第26号について、質疑を求める。

教育委員 キュービクルの耐用年数を伺いたい。

教育総務課長 設置状況等によるが、標準で約15年であり、今回の軽野小については32年経過している旨を説明する。

教育委員 他の学校の状況についても伺いたい。

教育総務課長 議案第28号で提出している神栖第四中学校のキュービクルについては43年経っており、他の学校もおおむね同様の状況である旨説明する。

教育長 耐用年数がだいぶ経過しているが、壊れる前に更新時期は察知できるのか。

教育総務課長 点検で確認し、部分補修を行いながら順に対応している旨を説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第26号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第26号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第16 議案第27号 工事計画の策定について 8神栖市立横瀬小学校体育館外壁改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第27号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第27号について、質疑を求める。

教育委員 工事中に体育館を利用できない時期はあるか。

教育総務課長 工事期間約10ヶ月の内、研磨塗装による内部床の改修が1ヶ月程度あり、その間は利用できないが、学校と協議し、極力授業に差し支えないように対応する旨を説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第27号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第27号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第17 議案第28号 工事計画の策定について 8神栖第四中学校キュービクル更新工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

- 教育総務課長 議案第28号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第28号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第28号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第28号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第18 議案第29号 工事計画の策定について 8大野原小学校外構等改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育総務課長 議案第29号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第29号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第29号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第29号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第19 議案第30号 教育財産の取得の申出について 神栖市立小学校校舎LED照明器具一式を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

- 教育総務課長 議案第30号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第30号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第30号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第30号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第20 議案第31号 教育財産の取得の申出について
神栖市立中学校校舎LED照明器具一式を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育総務課長 議案第31号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第31号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第31号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第31号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第21 議案第32号 教育財産の取得の申出について
神栖市立中学校体育館空調設備一式を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育総務課長 議案第32号について、提案理由、内容を説明する。

- 教育長 議案第32号について、質疑を求める。
- 教育委員 小学校の空調設備の設置計画について伺いたい。
- 教育総務課長 令和10年度以降、学校規模や防災の観点等を考慮した上で順次検討していく旨を説明する。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第32号について、原案のとおり可決することを諮る。
- （「異議なし」と言う者あり。）
- 教育長 議案第32号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第22 議案第33号 神栖市教育委員会評価委員会委員の委嘱についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
【非公開】
- 教育長 議案第33号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第23 議案第34号 神栖市教育委員会職員の退職の承認についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
【非公開】
- 教育長 議案第34号については、原案のとおり承認されたことを宣言する。
- 教育長 日程第24 議案第35号 神栖市教育委員会職員の退職の承認についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
【非公開】

教育長 議案第35号については、原案のとおり承認されたことを宣言する。

教育長 日程第25 議案第36号 神栖市教育委員会職員の人事についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 議案第36号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第26 議案第37号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 議案第37号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第9 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

教育総務課長 4月の教育委員会行事予定について報告する。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。

教育長 本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。
次回の令和8年第4回教育委員会定例会は、4月28日（火曜日）午後4時00分から、神栖市役所5階 501会議室において開催する旨を伝え、令和8年第3回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和8年4月28日 午後4時00分から
神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和8年4月28日

会議録署名者

教育長 木之内 英一
委員 本間 敏夫